

家計急変世帯への支援について

授業料減免（全日制・定時制）

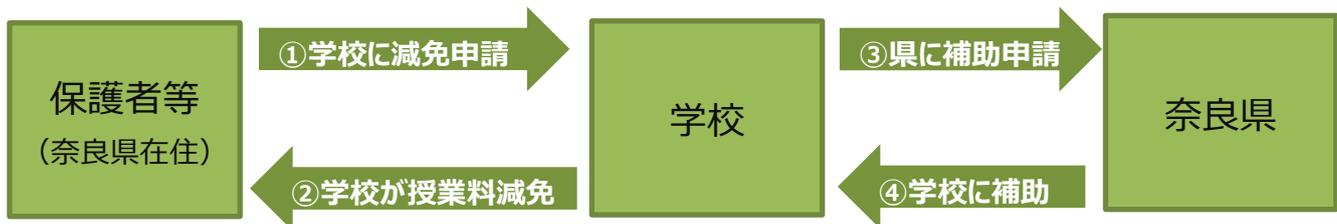
経済的理由による解雇、倒産により失職した場合等、**家計が急変した場合には、学校により授業料の全部又は一部を減免する制度を設けている場合があります。**

減免制度の有無や、要件、金額、申請手続等は学校により異なりますので、家計急変による授業料減免を希望される場合は、学校にお問合せください。

<参考> 奈良県私立学校授業料減免制度について

奈良県では、授業料減免を行った**学校に対して**、減免額の一部を補助する制度を設けています。

○ 補助のイメージ



○ **県から学校に補助**を行うための主な要件

- ・授業料を負担している保護者が**奈良県に在住**していること
- ・**奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び三重県の私立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び高等学校に在学**していること
(全日制及び定時制の学校が対象)
- ・**解雇、倒産又は大幅な収入減少**（総所得金額が前年より2分の1以上減少）の事実が発生し、発生した年の収入から算定される**住民税所得割額が257,500円（年収目安：約590万円）以下**であること

※詳しくは、**在学される学校へ**お問い合わせください

奈良県 文化・教育・暮らし創造部 教育振興課 私学係